

只見町障がい者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害者又は障害児（以下「障がい者等」という。）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 町長は、障がい者等に対し地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援
- (3) 車両移送支援 公共施設等への障がい者等の利便を考慮し経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援

(対象者)

第3条 移動支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等であって、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると只見町長（以下「町長」という。）が認めた者とする。

(申請)

第4条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、只見町移動支援事業利用申請書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を只見町移動支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた障がい者等又はその保護者（以下「利用者等」とい

う。)は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたときは只見町移動支援事業利用変更届(別記第3号様式)を町長に提出するものとする。

(決定の取消)

第7条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 障がい者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障がい者等が死亡したとき。
- (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、只見町移動支援事業利用取消通知書(別記第4号様式)により利用者等に通知するものとする。

(事業の委託)

第8条 町長は、この要綱の目的を達成するため、事業を障がい者等の福祉に熱意のある者に委託することができる。

(委託を受けた者の責務)

第9条 前条の規定により委託を受けた者は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第10条 利用者等は、事業の利用に要する経費は無料とする。ただし、第2条各号の一に定める支援については費用の1割(端数切捨て)を負担する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

只見町移動支援事業利用申請書

只見町長

只見町障がい者等移動支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

支援 団体	団体名			
	代表者名		電話番号	
事業実施内容				
目的地				
実施日		年 月 日		
支援依頼項目 (左記に○を付けて下さい。)		・ バス運転手賃金又は委託料 ・ 燃料代		
運転手・バスの 予約状況		<input type="checkbox"/> バス等の配車について手配済 <input type="checkbox"/> 運転手の依頼について手配済		
備考				

- 注意 1 支援依頼項目の支援限度額はバス運転手賃金又は委託料については 20,000 円、燃料代については 20,000 円とする。
- 2 運転手やバスの手配は各団体で手配願います。手配後に運転手・バスの予約状況に確認の印を付けてください。
- 3 本事業の支援は1団体につき、年1回の支援となります。

只見町移動支援事業利用決定（却下）通知書
様

只見町長

印

只見町障がい者等移動支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。
記

1 決定

支援 団体	団体名			
	代表者名		電話番号	
目的地				
実施日		年 月 日		
支援内容		バス等運転手賃金（委託料） 燃料代	円 円	
注意事項		記載事項等に変更があったときには、只見町長にその旨を届出て下さい。		
備考				

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町長を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

只見町移動支援事業利用変更届

只見町長

只見町障がい者等移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

当初事業予定

支援 団体	団体名			
	代表者名		電話番号	
目的地				
実施日		年 月 日		

変更後の事業内容（下記には変更箇所のみを記載してください。）

支援 団体	団体名			
	代表者名		電話番号	
目的地				
実施日		年 月 日		

只見町移動支援事業利用取消通知書

様

只見町長

印

只見町障がい者等移動支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

支援 団体	団体名			
	代表者名		電話番号	
目的地				
実施日		年	月	日
取消年月日		年	月	日
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。